

# 広域交通管制要領の制定について

平成4年10月27日

通達甲交規第80号警察本部長

各部課(所、隊、校)署長

広域交通管制要領については、広域にわたる交通情報を正確、迅速に把握し、所要の措置を講じ、諸般の情勢に対処するため、これまで「広域交通管制要領の制定について」(昭和45年3月9日付、交企発第131号。以下「旧通達」という。)に基づいて実施してきたところであるが、その内容が実情にそぐわない面も認められるところから、この度、全面的な見直しを行い、新たに別添の要領を制定し、平成4年11月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成4年11月1日をもって廃止する。

## 別添

### 広域交通管制要領

#### 1 目的

この要領は、広域にわたり影響を与える交通障害等の発生に際し、通報連絡等の必要な事項を定めることにより、適切な広域交通管理を実施することを目的とする。

#### 2 交通情報の種別

交通情報の種別は、次の3種類とする。

##### (1) 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限に関する情報(道路使用情報を除く。)をいう。

##### (2) 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用(以下「道路使用」という。)に関する情報をいう。

##### (3) 交通渋滞情報

交通渋滞(車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね毎時20キロメートル以下になっている状態をいう。)に関する情報をいう。

#### 3 対象道路

交通情報の通報連絡を行わなければならない対象道路は、高速自動車国道及び2以上の県にまたがる一般国道とする。

#### 4 通報連絡基準

対象道路において、交通障害若しくは交通渋滞が発生し又は発生するおそれがある場合及び道路使用が行われる場合は、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)、交通部高速道路交通警察隊長(以下「高速隊長」という。)及び発生地を管轄する警察署長(以下「署長」という。)は、別表1及び別表2の基準により、交通情報の通報連絡を行うものとする。

#### 5 通報連絡事項

通報連絡事項は次のとおりとし、必要により位置図・現場付近の略図を添付することとする。

##### (1) 交通情報の種別及び通報連絡区分

##### (2) 交通障害、道路使用及び交通渋滞の発生日時、発生場所、交通規制内容等

- (3) う回路
- (4) 交通障害等解消の見通し
- (5) 協力要請事項
- (6) 関連情報(交通障害、道路使用に伴う交通渋滞発生時に記載)
- (7) 参考事項

## 6 交通情報の通報連絡方法

交通情報の通報連絡は、別記様式「広域交通管制情報の通報連絡表」により、原則として文書又は電送により行うものとする。ただし、急を要するときは電話・電話FAX等により行うこととする。

## 7 交通情報の広域及び交通規制等の実施

### (1) 高速隊長、署長(以下「高速隊長等」という。)の措置

高速隊長等は、交通障害、道路使用及び交通渋滞が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ア 当該道路及び関連道路における交通情報の収集、う回指導、交通規制の実施
- イ 収集した交通情報、う回指導及び交通規制等の実施状況並びに交通障害、交通渋滞の推移等について、交通規制課長を経由して警察本部長への報告
- ウ 立看板、道路情報板等の情報媒体を活用して行う一般人、運輸関係業者等への広報
- エ その他必要と認められる対策

### (2) 交通規制課長の措置

交通規制課長は、高速隊長等から交通情報の報告連絡を受けた場合は、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ア 前記7(1)ア・ウ・エについて、高速隊長等が講じた措置の状況把握、適切な指示連絡及び必要と認める対策の実施
- イ 他の都道府県警察に対する交通情報の通報連絡、交通規制等の協力要請
- ウ ラジオ、新聞等の広域媒体を通じて行う一般人、運輸関係業者等への広報
- エ その他必要と認められる対策

## 8 その他

- (1) 広域にわたり影響を与える事象が発生し、又は発生することが予想される場合には、高速隊長等は、対象道路以外の道路、通報連絡基準以外の交通情報及びその他の事項について交通規制課長に、また、交通規制課長は、警察庁及び管区警察局に通報連絡を行うものとする。
- (2) 交通規制課長及び高速隊長等は、道路管理者と緊密に連携し、交通情報と道路情報の調整を図るとともに、日本道路交通情報センター、報道機関その他の団体等に対して交通情報を積極的に提供するものとする。

(別表略)